

雇用保険労災指導協会だより

平成27年冬季号

マイナンバー制度開始…P2

平成28年1月より

長時間労働の監督指導が厳しくなっています…P3

労働基準監督署による監督指導結果/過労死等の労災状況

転倒に要注意…P4

飲食店の労働災害の発生状況と予防策

地域別最低賃金が上がりました…P5

平成27年10月より

改正労働者派遣法とは?…P6

平成27年9月30日施行

お知らせ…P7

厚生年金の変更/新たな安全衛生の義務/女性活躍推進法など

社会保険に加入しましょう…P8

平成27年第3期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願いします



当会にて社会保険（健康保険・厚生年金）のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ 03-5816-5463 (代)

会長の西村と所員がブログを更新しております。下記をご覧ください。

「雇用保険労災指導協会ブログ」「西村治彦の日記」「西村社会保険労務士事務所だより」



28年1月より

マイナンバー制度開始

制度内容や「事業主様がやるべきこと」を把握しましょう

当会からのお知らせ

28年1月より雇用保険関係の各種お手続きにマイナンバーが必要になります。健康保険・厚生年金のお手続きへの導入は29年1月です。



マイナンバー制度とは

マイナンバーは国民一人ひとりが持つ、12桁の番号です。平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで、ご自宅に届いているマイナンバーの「通知カード」が必要となります。マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されません。



スケジュール

★平成27年10月～国民全員に、住民票の住所へマイナンバーが通知されました（「通知カード」の送付）。

★平成28年1月～社会保障（雇用保険

等）、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。申請者に「個人番号カード」が交付されます。

★平成29年1月～自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイト（マイナポータル）が開始予定です。また、健康保険と厚生年金のお手続きにマイナンバーが必要になります。



事業主様のすべきチェックリスト

【担当者の明確化と番号の取得】

□マイナンバーを扱う人をおあらかじめ決めておきましょう（給料を扱っている人など）。



□マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（源泉徴収票作成、雇用保険の手続きなど）を伝えましょう。
□マイナンバーを従業員から取得する際には「番号が間違っていないかの確認」と「身元の確認」が必要です。顔写真つき「個人番号カード」か、マイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょ。

※扶養家族のマイナンバーも会社が確認する必要があります。

※パートの方もマイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。

※身元の確認が十分できている場合は番号だけ確認してください。

【マイナンバーの管理・保管】



□マイナンバーが記載された書類はカギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。

□従業員の退職や契約の終了等でマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなど書類を廃棄しましょう。パソコンで保管している場合はマイナンバーを削除しましょう。

□パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょ。

【従業員の皆さんへの確認事項】

□従業員の方に、通知が届かないケースがあることや何に使うか等、マイナンバーについて知ってもらいましょ。

目指すは
過労死ゼロ
の社会

長時間労働が
疑われる
2362 社に
監督指導

うち 1479 社
に時間外労働の
是正・改善指導

それに伴い、長時間労働が疑われる事業場への監督指導が厳しくなっています。長時間労働削減推進本部の指示の下、労働基準監督署が実施している「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の実施結果」が公表されているのでお知らせします。



平成26年11月に過労死等防止対策推進法が施行。平成27年7月に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定され、「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会」への指針が示されました。

平成27年4～6月に実施された監督指導結果（実施事業場2362社）

長時間労働の疑いのある事業所の基準

● 1か月当たり100時間を超える残業が行われたとされる事業場

● 長時間労働による過労死などに関する

労災請求があった事業場

平成27年4～6月に実施された監督指導結果（実施事業場2362社）

● 違法な時間外労働…1479社
（法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む）

● 賞金不払残業…252社

● 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの…406社

● 過重労働による健康障害防止措置の改善指導…1932社

● 労働時間把握方法の指導…475社

【主な健康障害防止に関する指導】

● 脳・心臓疾患に関する労災補償状況

● 精神障害に関する労災補償状況

● 脳・心臓疾患の「発症前1月に約100時間」または「発症前2月ないし6月にわたって1月あたり約80時間を超える時間外労働」が認められる場合、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があります。長時間労働の監督指導が厳しくなっています。過労死等の労災を防ぐためにも長時間労働を見直しましょう。

平成26年度の過労死等の労災補償状況

● 脳・心臓疾患に関する労災補償状況
請求…763件

支給決定…277件（死亡121件）

● 精神障害に関する労災補償状況
請求…1456件（過去最多）

支給決定…497件（未遂を含む自殺99件）

*「過労死等」の定義…業務における過重な負荷による「脳血管疾患」や「心臓疾患」を原因とする死亡／業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする「自殺による死亡」や「これらの脳血管疾患もしくは心臓疾患もしくは精神障害」

脳・心臓疾患の「発症前1月に約100時間」または「発症前2月ないし6月にわたって1月あたり約80時間を超える時間外労働」が認められる場合、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があります。長時間労働の監督指導が厳しくなっています。過労死等の労災を防ぐためにも長時間労働を見直しましょう。

（次号につづく）





飲食店の労災で最も

多いのは「転倒」によるケガ。

転倒労災は、どの業種でも多い

ので、飲食店以外の方も把握して、

労災を防ぐ策をとりましょう。

基礎データ

全産業での労災の発生状況は？

平成25年度中に新たに労災保険給付の支払いを受けた方は**60万2927人**。葬祭料の支払いを受けた方は**3317人**です。

飲食店での労災発生数は？

飲食店における労働災害は年々増加傾向です。平成26年の飲食店の休業4日以上

の死傷者数は**4477人**。休業3日以下の労災も加えると年間数万人の飲食店関係の方が労災保険の支払いを受けています。

飲食店の労災原因

飲食店の事故の型をみますと、「転倒」と「切れ、こすれ」が各約**25%前後**と多く、続いて「高温・低温の物との接触」「動作の反動無理な動作」等です。

また、**経験年数3年未満の被災者が約60%**を占めているのも特徴です。

飲食店における転倒災害

平成26年の飲食店での転倒災害は**1259件**。特徴は



「**10時～14時台に多く発生**」「**50歳以上の災害が6割以上**」ということでした。

転倒の約半数が、水や油で床が濡れていたために起こった「**滑り**」によるものです。約3割が荷物などの障害物につまずいた「**つまずき**」によるものです。

転倒によって4日以上休業した方の休業期間（休業見込期間）をみますと、

休業1カ月以上が約6割を占め、完治せず

に障害が残るケースもあります。転倒

災害は決して軽い災害ではありません。

事例①（**57歳、女性、休業90日**）「ゴミ出し

の際、出入り口の内側の金属板が雨で濡れていたために足を滑らせて転倒。

事例②（**59歳、女性、休業13日**）お盆を両

手で持ち運んでいた際、通路にあったワゴンに足を引っかけて転倒。



ステッカーで危険を注意喚起。
4S活動で労災を予防しましょう。

● **4S（整理、整頓、清掃、清潔）** …

床をふく、通路に物をおかない等

● **潜んでいる危険の予知** … 大きい物や重量物を運ぶ際には台車を使う、通路

の照明を明るくものに替える等

● **危険ポイントの「見える化** … 危険な

場所にステッカーを貼って注意喚起。



事業主様の労災保険は？

事業主様、家族従事者、役員の方の労災保険のご加入は任意ですので**別途お申込みが必要です**。国のセーフティネットである労災保険は、保険料が安く補償が大きいのが特徴です。

ご確認やお問い合わせは当会まで。



27年10月より 地域別最低賃金が 上がりました



赤い数字が改正後の地域別最低賃金です。()内の数字は改正前の最低賃金です。
全国平均最低賃金額は 798 円で、改正前に比べて平均で 18 円最低賃金が引き上げられています。

都道府 県名	最低賃金 時間額【円】	効年月日	都道府 県名	最低賃金 時間額【円】	効年月日
北海道	764 (748)	平成27年10月8日	京都	807 (789)	平成27年10月7日
青森	695 (679)	平成27年10月18日	大阪	858 (838)	平成27年10月1日
岩手	695 (678)	平成27年10月16日	兵庫	794 (776)	平成27年10月1日
宮城	726 (710)	平成27年10月3日	奈良	740 (724)	平成27年10月7日
秋田	695 (679)	平成27年10月7日	和歌山	731 (715)	平成27年10月2日
山形	696 (680)	平成27年10月16日	鳥取	693 (677)	平成27年10月4日
福島	705 (689)	平成27年10月3日	島根	696 (679)	平成27年10月4日
茨城	747 (729)	平成27年10月4日	岡山	735 (719)	平成27年10月2日
栃木	751 (733)	平成27年10月1日	広島	769 (750)	平成27年10月1日
群馬	737 (721)	平成27年10月8日	山口	731 (715)	平成27年10月1日
埼玉	820 (802)	平成27年10月1日	徳島	695 (679)	平成27年10月4日
千葉	817 (798)	平成27年10月1日	香川	719 (702)	平成27年10月1日
東京	907 (888)	平成27年10月1日	愛媛	696 (680)	平成27年10月3日
神奈川	905 (887)	平成27年10月18日	高知	693 (677)	平成27年10月18日
新潟	731 (715)	平成27年10月3日	福岡	743 (727)	平成27年10月4日
富山	746 (728)	平成27年10月1日	佐賀	694 (678)	平成27年10月4日
石川	735 (718)	平成27年10月1日	長崎	694 (677)	平成27年10月7日
福井	732 (716)	平成27年10月1日	熊本	694 (677)	平成27年10月17日
山梨	737 (721)	平成27年10月1日	大分	694 (677)	平成27年10月17日
長野	746 (728)	平成27年10月1日	宮崎	693 (677)	平成27年10月16日
岐阜	754 (738)	平成27年10月1日	鹿児島	694 (678)	平成27年10月8日
静岡	783 (765)	平成27年10月3日	沖縄	693 (677)	平成27年10月9日
愛知	820 (800)	平成27年10月1日	全国加重平均額 798 (780)		
三重	771 (753)	平成27年10月1日			
滋賀	764 (746)	平成27年10月8日			

話題の改正

27年9月30日施行

改正労働者派遣法とは？



企業にとって追い風？！

派遣就業の位置づけを「臨時的・一時的なもの」としながらも、実態としてこの改正は「業種を問わず、働く人を代えれば、企業が派遣社員をずっと受け入れられるようになった改正」とも言われています。

今後、超高齢化社会を迎えるに当たり人材確保は企業の課題。この改正は企業にとって追い風とも言えるかもしれませんが、ただし施行から3年後に見直しがあります。異論も多い改正なのでチェックが必要です。
(ただし専門26業務に関しては、改正により期間制限が厳しくなっています。)

★改正の概要★

以前は、派遣の受け入れから原則1年(最長3年)後に派遣から直接雇用へ切り替わる仕組みでした。改正後は、派遣受け入れから3年

後に、「過半数代表者に意見聴取」と「派遣される人を変える」措置をとれば、3年を超えて、その業務を派遣に任せられるようになりました。

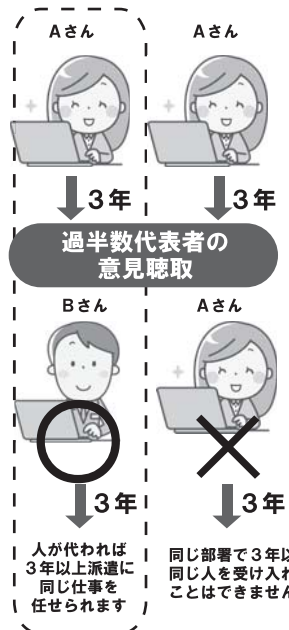
今まで 派遣社員の受け入れ期間は

原則1年、最長3年。超える場合、企業は労働契約の申込み(直接雇用の申込み)が義務でした(ただし専門業務の26業務は期間制限なし)。

改正後

- ① **事業所単位の期間制限**：業種を問わず、一つの事業所における派遣労働者の受け入れ上限は原則3年ですが、過半数労働組合か過半数代表者からの意見聴取をすれば、3年を超えての派遣受け入れが可能(ただし個人単位の期間制限あり)。意見があった場合は対応方針等の説明義務が課せられます。
- ② **個人単位の期間制限**：派遣先の同一の組織単位(課)における同一の派遣労働者の受け入れは3年が上限。ただし、課が変わればもう3年OKです。また、派遣元で無期雇用契約をしている場合等は期間制限の対象外です。

(改正後の期間制限のイメージ)



違法派遣をした場合

次の4つの違法派遣をした場合は、「派遣元における労働条件と同一の労働条件の労働契約の申込み(直接雇用の申込み)をしたもの」とみなされます。

- ① 派遣の禁止業務に従事させた場合
- ② 無許可の事業主からの派遣の場合
- ③ 派遣可能期間を超えた場合
- ④ 偽装請負の場合



派遣先企業の義務

○ **均衡待遇の配慮義務**：教育訓練の実施や福利厚生の利用等で、派遣先で同種の業務の労働者の待遇と均衡を図るようにつとめること。

○ **キャリアアップ支援**：派遣元の求めに応じて、派遣労働者の職務遂行状況など、派遣元のキャリアアップ支援に必要な情報を派遣元に提供する努力義務。

お知らせ

女性活躍
推進法

厚生年金の
変更

後納制度

安全衛生の
義務



平成27年12月より

ストレスチェックが義務化

安全衛生



従業員50名以上の事業所では、年に1

度、医師や保健師によるストレスチェックを、従業員の方へ実施することが義務づけられました。

厚生労働省のホームページでは、

「5分でできる職場のストレスセルフチェック」として、57の質問に基づくストレスレベル測定ができます。

(<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/>)

平成27年9月分より

厚生年金保険料率が改定

厚生年金

改定前) 17、474%

9月より) **17、828%**

平成27年10月より

在職老齢年金の適用拡大

厚生年金



在職老齢年金の適用が昭和12年4月1日以前生まれの方にも拡大されました。これに伴い、昭和12年4月1日以前生まれの方も**被用者該当届の提出が必要**となりました。

平成27年10月より

同月得喪の保険料の取扱い変更

厚生年金

厚生年金の被保険者の資格を同月内に取得・喪失し、さらにその月に国民年金の被保険者(第2号は除く)の資格を取得した場合、平成27年10月1日以降は国民年金保険料のみ収めることとなり、**厚生年金保険料の納付は不要**となりました。

平成27年10月から平成30年9月の

国民年金保険料の後納制度

国民年金

この3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができます。この後納制度を利用するには、申し込みが必要です。

平成27年10月より

鋳物製造工程の措置が変更

安全衛生



●砂型を造型する場所における作業について、全体換気の実施、休憩設備の設置、清掃の実施、じん肺健康診断の実施、じん肺健康管理実施状況報告の提出が必要になりました。

●砂型を造型する作業時に**有効な呼吸用保護具の使用が必要**となりました。

平成28年4月より全面施行

女性活躍推進法(10年の時限立法です)

301人以上の労働者を雇用する事業

主は、平成28年4月1日までに、

- ①女性の活躍状況の把握・課題分析
- ②行動計画の策定、届出、社内周知、公表
- ③**自社の女性の活躍に関する情報の公表**などを行う必要があります。

ストレスチェックと

女性活躍推進法は大きい会社が対象です。該当しない会社は努力義務ですが、今後の動向は要チェックです。



社会保険に加入しましょう

(労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金)



⚠️
転倒災害が増加。しかも
6割が休業1カ月以上です。
(詳細4ページ)。
事業主様も所得補償のある
労災保険に任意加入すれば
安心です。



労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり(強制)。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です(任意)。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

健康保険

- 法人
労働者の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
(飲食業、理容業、税理士等の一部の
業種は任意加入)

パートさんのご加入漏れはありませんか？

雇用保険

1人でも従業員を雇っていれば加入義務あり。
パートさんは、
31日以上引き続き雇用が見込まれ、
1週間の所定労働時間が20時間以上の場合
には加入の義務があります。

厚生年金

- 法人
労働者の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
(飲食業、理容業、税理士等の一部の
業種は任意加入)

⚠️
立入り検査による
強制加入指導が始まって
います。速やかに自主的に
加入しましょう

当会では **窓口一つで** 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています

下記は顧問契約が必要です(料金別途)

- ★健康保険・厚生年金のお手続き
- ★就業規則や労使協定の作成及び届出
- ★36協定の作成及び届出
- ★助成金の申請
- ★労務相談
- ★給与計算、等



社会保険労務士 19名

西村治彦、原田淳也、齋藤正雄、
松浦良介、西拓也、杉山尚、
相田康治、津久井美知子、塩島英和、
西村由希恵、武藤雅子、宮山隼輔、
鎗野真一、山崎勝則、菱野義将、
山崎千恵理、山本均、小山真史、
前田卓也

最高責任社会保険労務士事務所の所員と
西村所長の個人ブログを公開中。

西村社会保険労務士事務所だより

検索



西村治彦の日記

検索

雇用保険労災指導協会のブログを公開中

詳しくは当会まで **03-5816-5463**



雇用保険労災指導協会

検索